

Title	経済的独立自尊の意義
Sub Title	
Author	瀧本, 誠一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1929
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.23, No.6 (1929. 6) ,p.771(1)- 790(20)
JaLC DOI	10.14991/001.19290601-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19290601-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

夏服の御用は

正門前の井澤

色々格構の着地がそろつて
居ります、御一覽下さい

慶應義塾御用

井澤洋服店

電話三田(45)三五三二



(豊國銀行横)

スタイル優秀

期日正確

慶應義塾制服御用

秋山洋服店

芝區三田四國町六 電話三田(45)三五三二

三田學會雜誌

第二十三卷

第六號

經濟的獨立自尊の意義

瀧本 誠 一

本編は余が大正十二年五月十八日、我が理財學會に於て口述した卑見のノートを文章に補綴したものである、回顧すれば既に滿六年前の舊思想、固より取るに足らざる愚説なるも、最近學界の新思想は、將來稍や經濟的自由主義に復古せんとするの兆候なきにしもあらざれば、余は此の際、更めて之を本誌上に登載し、廣く讀者の批判を請はんとするのである、昭和四年五月二十三日。

自分の事は自分の責任を以て一切之を辨じ、自ら發意し自ら計畫し、自ら處理し

て、敢て他人の保護援助に依頼することなく、獨自ら其の行を高尙にして社會に活動することを獨立自尊と云ふ、獨立自尊は我が義塾のモットウであるのみならず、政治上經濟上社會上文學上、其の他あらゆる方面に通じて正さに應用すべき大原則である。然れども余は今こゝでは單に經濟上に於てこの大原則の效果如何を論ずるだけのことである。

余の謂はゆる經濟的獨立自尊とはこの社會を組織する各個人は、各々自ら獨立して勝手に其の經濟的生活を營み、他人の自由を妨げ、他人の權利を害せざるの範圍内に於て、自分の自由權利を行使して、大に活動することを云ふのである。故に經濟的に獨立自尊の根本義を全ふするには、曾た消極的に其の地歩を守持して、特に自ら高尙に獨立するのみならず、進んで潑刺たる活氣と、邁往の精神とを發揮して、自己の企業の責任に當らねばならないのである。精神活氣は、總ての企業の要件である、精神を衰へしめ活氣を鈍らすの傾向を有することは、悉く皆獨立自尊の趣旨に反するものである。

潑刺の活氣に乏しく、邁往の精神に缺如する國民は、經濟的に死んだものであつ

て、斯くの如き境遇に沈淪する社會は、到底物質的に發達する望みはないであらう。佐藤信淵が經濟上元氣を鼓舞することの必要を説き、年に一二度氏子神の祭禮には、村中の若者中、一同皆丸裸に犢鼻褌一つになり、御輿を十も二十も擔ぎ出して、大騒をすべしと云ひしも、全く元氣を鼓舞することが、經濟上最も必要であると認められた故に外ならないのであらう。

經濟上に元氣を鼓舞して活動するの必要あることは、余の辨ずるまでもなく、何人でも承知し居ることなるべきも、今日の學者や政治家は、事實に於て此の元氣を沮喪せしめ、國民の活動力を消沈せしむるような政策を是認し、滔々相率ひて獨立自尊の趣旨に反しつゝあるは、余の大に怪しむ所である。

個人が經濟上の元氣を沮喪し、自ら萎縮し自ら退嬰して、只管國家に依頼し、何事も政府の力を藉つて施設するの悪習慣を増長するときは、少なくとも現在の人間社會に於ては一般に經濟的の墮落を意味するのであるが、今日多數の學者が主張する意見と、政府の施設の大半は、概ね皆この悪習慣を養成するの傾向を來し、余の謂はゆる經濟的獨立自尊の氣風は、地を掃つて消滅するに至らんとするは、是れ何

故なるかと云へば、それは今更ら改めて辨ずるまでもなく、近世一般の流行として、誰れも彼も、無意識に妄信する、社會政策思想に伴隨する餘弊の然らしむる所であらう。

余は十八世紀の哲學者やマンチェスター、スクールの極端なる學說を株守して、國家の權力を非認し、若くは政府は經濟上の施設に於て全然無能力であるなど、は決して云はないのであるが、それと同時に、又一派の社會主義者の如く、國民の生産機關は悉く國家の専有に歸せしめ、一切の企業は個人の手中に一任すべからずと云ふが如き極端の說は斷じて取らないのである。之を要するに國家の干渉政策はマンチェスター、スクールの主張の如く、いつも有害であるとは思はざるも、而かも其の適當の程度を超過するときは、放任政策よりも、尙一層甚だしき弊害を來すべきは余の疑はない所である。

凡そ百般の事物は適當の程度、即ち規を越へざるを善とするのである。如何なる善事にても此の規を脱して進行するときは、却て害惡と變ずることあるのが通例である、病を治すべき良藥でも、其の分量を越ゆれば病者を死に致すことあるべく、勉強も其の度を過せば身體の害とならざるを得ず、忠義も餘りファナティックに走りて熱狂すれば或は無益の殉死を遂げ、或は有用の人物を暗殺するが如き無謀の行動を敢てし、宗教に熱心の度が過ぎて、多數の異宗徒を虐殺したる事實は歴史上に著明の例である、故に中庸を外れ程度を逸すれば、利は却て害となり、善も亦惡と變ずるの場合なしと云ふ可らず、余は社會政策の名を以てする國家の干渉が、今や頗ぶる其の程度を逸して、國民經濟の上に多大の危害を及ぼしつゝあるは、即ちその適例であると思惟するのである。

佛國の經濟學者ジード氏は政府干渉の利は建設的でなく、消極的であると云つて居る、余は政府が建設的の事業に干渉することが必ずしも不利であるとは認めないのみならず、勿論或る事業例へば個人の經營に一任しては到底爲し得ざるが如き大事業に於ては、政府が人民に率先して、大に建設的の政策を執らざるべからずと雖も、民間企業家の發意に放任して、完全に爲し得べき事業を社會政策の美名の下に、之を奪取つて、故らに國家若くは市の如き公團體の專占業とするは、其の結果に於て常に必ず社會公共の利益を進捗するものと云ふ可らず、思慮なき社會政

策の濫行は、正しく其の目的に反する非常の大害を招くの患なきにあらず。善良なる目的を以てする社會的の施設が行政の不注意に因つて、其の目的に反する意外の大弊害を招きたる歴史上の適例は、例のプア、ロウ即ち救貧法である。救貧法はマンチェスター、スクールの經濟學者が干渉政策の誤りの證據として、常に引用するクラスイカルの例であるが、それが最も恐ろしき弊害を現はしたのは、十八世紀の終である。救貧法が初めて法律として制定せられたのは十七世紀即ちエリサベス女帝の時代であるが、十八世紀の央頃に及び段々と甚だしき弊害を生じ、其の元來の目的は貧民を一切悉く無くすと云ふことは到底不可能であるも、せめては幾分か、其の數を減少することを得べしと云ふにあつたのであるが、實際この法律は全く反對の結果を生じ、貧民の數は救貧法の爲めに年々歳々非常の増加を示し、この法律の規定に依つて、國家の救助を受くべき貧民は、段々に増加して、莫大の計數を算するに至れり、統計學者ポーター氏(リカード)の義兄弟の云ふ所に據れば十八世紀の終には、政府は貧民救助費として、一千五百萬圓の巨額を支出するに至りしが、更らに驚くべきは十九世紀の始めに及んでは、其の金額四倍以上に増加

して、年々平均六千一百万圓以上に達し、又其れより一八三一年より同三三年に至る三個年は、一ヶ年平均六千八百七十五萬圓に上れりと云ふ、而してこれは勿論貧民一人宛の分配率が上つて、金額が多くなつた爲めではなく、全く貧民の數が救貧法の實施以後、年々増加するに隨つて、其の救助金の額が上つた爲めに外ならないのである。

貧民の數が増加するに隨つては之が爲めに經濟上社會上又道德上に非常の大害を來したのであるが、今その一例を示して見れば、元來此の救貧法の規定に依つて、貧民が受くべき援助金は其の一人宛の額、割合に甚だ多くして、救助を受ける貧民は、之を受けざる普通の勞働者、即ち賃銀のみで生活する獨立の勞働者よりは、少しも働かずして遙かに安樂の生活を營みつゝ、あつたが爲めに、獨立の勞働者はあくせく働らくのが、馬鹿々々しくなり、甘んじて自ら貧民の群に入つて、救貧法の救助を受くる者が續出したのである。

現に一八三三年に貧民調査委員なるものを設けて、貧民法の結果を調べたるとき、其の委員の一人は、自分が親しく見聞した實話なりとて、こう云ふことを言つて

居る。英國バークシャー地方に於ては、貧民に土地を給與して耕作せしめたるに、其の中の大多數は幾日も立たざるに、早く既にそれを辭して、救貧法の救助を請願したりと云ふ。又救貧法には各郡村の農家に命じ、貧民を使用すべしと云ふの規定あるより或る農家にては、年來久しく使用し來つた二人の善良なる職人を已むを得ず解雇して、其の代りに救貧法の此の規定に依つて、二人の貧民を雇入れたるに、一人は竊盜の癖あり、一人は大酒飲みの惡漢にて、之を雇入れた農家にては、大に迷惑したとの事であるが、斯くて此の貧民の爲めに放逐された善良なる二人の職人は、却つて之が爲めに職業を失ひ、慥がて自分も惡漢の仲間に入つて、救貧法の救助を受くるに至つたとの事である。

寛裕なる救貧法の恐るべき結果は、斯くの如き状態にて、獨立の賃銀労働者までも次第々に貧民に加はりて、其の數は非常に増加するに至つたのであるが、茲に猶一層此の貧民の増殖を來したのは、救貧法は其の明文上の規定に據つて貧民の生活を保證しあるより、貧民は自ら其の子供を養育するの責任を感ぜず、子供を何人生んでも生めば生むだけ、一人毎頭割りに割宛てられて、多くの救助金を受取る

より、其の結果は大に人口を増殖することとなり、貧民の子は年々歳々非常に激増するに至りたれば、結局又労働の供給は其の割合に大増加を來し、隨つて獨立の賃銀労働者は、一方には保護されたる貧民労働者と競争しなければならぬと同時に、又一般労働者の増加に依り、獨立の賃銀労働者間にも相互の競争を餘儀なくせられて賃銀は次第に引下げられ、彼等の位置は最も悲惨を極むるに至つたのである。

一八三二年は英國一般に非常の豊年であつて、パン其他の食料品など、甚だ低廉なりしに拘はらず、所々に放火盜賊など頻りに行はれたるより、又々調査委員を設けて調査せしめたるが、其の委員の報告中には、人民不穩の惡弊は、主として救貧法の執行寛大の地方に多かりと云ふことを述べ、又同年の委員報告書中には、此の報告は英國の歴史上此上もなき陰鬱の物語である」と附記しあつたとの事である。此の一事を見ても救貧法の效果如何を想像することが出来るであらう。畢竟するに此の救貧法は、その目的の洵に善良なるに拘はらず、其の必然的の傾向は、下層労働者の獨立心を消滅し、自尊心を沒却して個人の責任觀念を全然放棄して仕舞つた

爲めに外ならないのである。

救貧法の效果斯くの如くなりしかば、之に對する反對の叫聲、社會の各方面に起り、マルサスを始め多くの經濟學者は之を攻撃し、神學者チャーマース等すら、口を極めて非難したるより、英國政府は此に反省して救貧法改正の必要を認め、斷然舊法を變更して、新救貧法を制定したのであるが、其の以後は所謂壯健貧民なるものは大に其の數を減少して、稍や救貧の目的を達する様になつたと云ひ傳へられしが、其の代はりには此の新救貧法は舊法、即ちエリサベス時代から傳はつたものとは、全くその性質を異にし、内容は甚だ嚴峻なるものにして、院外の救助即ち名々自分の家内で、自働的に稼ぎをして居るものには、少しも救助をなさず、法規上の救助を受くる貧民は皆悉く救貧院と稱する公けの建物、即ち貧民小屋に收容して、之を救助する代はりに、強制的に働かしたのである。故に鰥寡孤獨の者若くは病人等にて實際働くことの出来ないもの、外は、皆總て強壯貧民として取扱はれ、嫌やでも應でも勞働を強ひらるゝが爲め、懶惰者などは、自分の家で自由に働くよりは、却つて大に苦しかりしが故に救助を請願する者はよく／＼止むを得ざるものゝみ

に限られ、随つて其の數は著るしく減少するに至つたのである。乃ちこの新救貧法は貧民に門戸を閉ざして、僅かに其の目的を達したのであつて、約り舊の救貧法は貧民を養成し、彼等を盛に増加する法であつたが、新らしき救貧法は貧民を法の範圍内に入れない様にする法であつたのである。

如上の史實に徴すれば救貧法の如きものは嚴酷でなければその目的を達し得られないことは明かなる事實である。現にエリサベス法の出来る直前に行はれて居つた救貧法はリチャード二世時代(十四世紀末)に制定したものであつて、それは其の以前に行はれて居つた救助が、放漫なる濫救助であつて、其の弊害に堪へざりしより、之に鑑みて特に嚴重なる取締法を設け、名づけて「強壯乞兒條例」と稱し、(一)壯健にして食を乞ふ者を管刑に處す(二)再犯は片耳を切斷す(三)三犯は國民公衆の敵として絞罪に處す等の嚴罰を付して、貧民の依頼心を防禦したものであつて、之が爲めに稍やその救貧の目的を達したのである。エリサベス法も、其の實條文だけは甚だ嚴重であつて、始めは正確に其の條文通りに勵行したるが爲めに施行後十數年間は貧民を減ずるの效果ありしも、其の後種々の事情ありて、政府は貧民を憐み、

下層階級の者に同情すると云ふ人氣取りの政治をやり出して、貧民の取扱を特に寛大にするに従つて、甚だしき濫救助の弊を來し、遂に前に述べた如く、救貧法は宛も貧民を製造する機械と化し去つたのである。然るに一八三四年以來は前に云つた如く、輿論の攻撃に顧みて、又は之を改正して、大に嚴峻の取締を爲し、勉めて濫救助の弊害を矯正して、或る一部の人人々に期待せられたような効果はなかつたにせよ、兎に角、ごうやらごうやら、其の目的を達しつゝ、格別の弊害もなくして行はれ來つた所、十九世紀の末に至り、例のビスマルク侯が、其の權力維持の爲め、獨逸の官僚學者などを宣傳の手先となし、社會政策なる大々的の人氣取りの大政策を行ひたるより、當時世界に英名を轟かしつゝ、あつた大政治家ビスマルクのやつた事として、各國の政府は皆彼が彙に倣らひ、競つて社會政策を採用することとなり、それが政治界に最も優勢なる一つの信條となり、心なき學者の愚論に後押しせられて、遂に偉大の勢力を有するに至つたのである。

爾來社會政策は學者の批判を許さざる絶對の眞理であるかの如く一般に認められ、現代の社會に於けるあらゆる患害は唯だ此の靈妙なる神符を戴きさへすれば、それで全然治癒するものゝ如く信ぜられ、苟も學者政治家の肩書に値ひする者は、何にが何でも、社會政策のお題目を唱へざれば濟まないことゝなつたのである。が、實はそれは一種の迷信であつて、社會政策そのものは、それ自體に於ては、可もなく不可もなく、善き政策を適當の場所と、適當の時機に行へば、善果を結ぶべく、惡き政策を場所と時機とを考へずして濫りに之を行へば、惡果を以て報ひらるべきは余の言を待たざる所であらう。

一體社會政策と云ふことは、極めて漠然たる廣い意味の言葉であつて、其の政策の中には善いこともあれば惡いこともあり、實行し得るものもあれば、實行の出來ないものもあらん、之を要するに社會政策は矢張言葉通り、一つの政策であつて、全然相對的のものである。故に時代に依り國狀に依つて行つて善い事もあれば、惡い事もあるのは勿論のことにて、就中之を行ふ政府の手腕能力の有無が最も考慮を要する重大の問題である。無能無力の政府にして、何事にも遣りそこないだらけ、殊に經濟上の政策などは手を出さず度毎に失敗を重ねつゝあるが如き政府は、社會政策など實行する資格は全然之れなしと云はねばなるまい。然るに今日政府の無能

無力を他く迄承知して居つて、而かも之を信じて居ない學者などですら、政府が社會政策のお題目を高唱すれば、忽ち難有がりして、冥目合掌、隨喜の涙に咽ばんばかりの實あるは、余の甚だ解せざる所である。

然れども余が本論の趣旨は社會政策の批判にあらざれば其の可否の問題は姑らく之を他日に譲り、今この社會政策が假りに完全に行はれたりとするも、それは必然的に伴隨する二三の反影を免かるゝことは出來ないであらう、即ちそれは何であるかと云へば、第一は人間の個性の撲滅、第二は勞働の墮落、第三は權力の誤用などである、即ち社會政策はビスマルクが工夫した、否高調した當初に於ては普國のソーシャルデモクラット(普國の議院に於ける社會黨)の勢力を撲滅し、鎮壓する目的に出でたものであつて、社會主義とは、其の精神に於て全く正反對のものであつたのであるが、今日の社會政策は、社會主義に赴く道程の中間驛である、社會主義が大阪なれば、社會政策は静岡か、濱松あたりであつて、その最終の到達點は大阪である、故に社會主義に伴隨する必然的の缺點は、多少の程度こそあれ、皆社會政策にも伴隨する缺點であつて、前に述べた人間個性の撲滅、勞働の墮落、權力の誤用は、

社會主義に免かれざる缺點であると同時に、社會政策にも亦必然的に免かれ難き暗黒點である。

ジョンブライス著「國家社會主義の研究」と題する書中に「國家が生産もやり、分配もやり、交易もやると云ふことゝなれば、國家は人間に依つて成立して居るのでなくして、人間が國家に依つて生活して居るのである」と云つて居るが、果して斯くの如くなれば、數千年の昔、希臘のアリストトレスが「個人は國家の附屬物である、全く國家の奴隸である、個人の人格は見認められて居ないのである」と云つたと同じことであつて、これでは人間の個性は全く没却されて、精神もなく、生命もなき、死物と擇む所ないのである、而して猶國家の奴隸と云ふだけの事なれば、別に差支へもない様に聞ゆれども、國家を事實上に代表する者は其の國の政府より外にはないのである、故に國家の奴隸と云ふことは、實際いつでも政府の奴隸を意味するのである、政府が君主獨裁なれば君主の奴隸である、政黨政治なれば政黨の奴隸である、が、何れにしても其の時の政府の奴隸であらねばない筈である、個性が全く國家の中に包容、否、從屬して仕舞つたら、個人には獨立の資格はなくなる、佛國の經濟學者

ルロア・ポーリ・ユ氏は「人民が國家に吸込まれて個性を失つたら、其の人民は中世紀の奴隸農民よりヨリ以上に悪しくある」と云つて居るが、蓋しその通りのことであらう。

經濟的に社會政策を是認する根本主義は二つである、其の一は個人の惡しき競争を止めると云ふ事と、他の一は個人の利己心に歸因する弊害を防ぐと云ふ事である、成る程企業家が其の生産品の販賣に對して競争するとき、即ち相互にマーケットを争ふときには、その生産品は出来る限り安く生産するの必要があるが故に、先づ第一に労働の賃銀を安くすることを求むるなるべく、労働の賃銀を安くするは、取りも直さず労働を墮落せしむるものにして、人道の上から觀察すれば勿論のこと、社會的にも經濟的にも、多大の危害を與ふるものである、加之ならず競争の結果、生産費を節約するの必要上自ら粗製濫造の弊を生ずること明かにして、一般消費者に損害を與ふること亦避く可らざるが故に、個人の自由競争に放任するは必ずしも是なりと云ふ可らず、或る場合に於ては勿論之を統制するの必要ありと雖も、それと同時に考慮せねばならないことは、生産品の販賣に對する自由競争を止む

るときは、労働の需用に對する資本家同士の競争も亦止まらざるを得ないのである、例へば政府が煙草を專賣すれば、同業の資本家は政府一手であつて、資本家側の競争はなくなり、従つて労働は政府の取極め次第勝手になるのである、古典派經濟學者が「自由競争は労働者の保護である」と叫んだことあるは、之が爲めであつて、資本家(企業家)が多ければ多いほど労働者の利益であることは疑ひなき事實であらう。

加之ならず粗製濫造の弊は、國家事業なれば全くその患へなしとは云へないであらう、政府の專賣事業が、粗悪にして、一般輿論の攻撃を受け、又其の經營が行届かずして甚だしき失敗を招けるの實例等は我々の屢々見聞する所である、反對者は常に云ふ、個人の事業は營利を目的とし、利己心に支配さるゝも、國家には其の事なく、全然公利公益を目的とするものなりと、辨ずれども、其の實斯くの如きは、一つの噓語に過ぎないのである。

凡そ政府は善かれ悪かれ、其之を組織する人々の人格だけの事よりか、以上の事は出来ないのである、昔しの諺に「政府は人民の光りの返照である」と云ふことある

が、古も今もその通りである。光りなき人民に明るき政府の出来よう筈はなく、共同しても團結しても、到底個人に出来ないことは政府にも亦出来ないことである。政府と云ひ個人と云ひ、同じ人間のする事はどこまでも矢張同一である。あらゆる政治のやつて居る事は、其の當局者たる人の嗜好、智識、能力、品性に相應したゞけの政治を行つて居るのである。美術を嗜む大臣が出れば、美術を奨励するであらう。賭博を好む大臣は必ず競馬を奨励するであらう。戦争を欲する大臣が多ければ、大に帝國主義を鼓吹するであらう。漢字の讀めない、文盲の大臣あれば、漢字廢止論でも持出すであらう。役人であらうが個人であらうが、其の人に變りない限りは、大抵同じ事をやつて居るのである。故に品性の悪い個人より成立して居る政府は、矢張個人と同じ様に利己心より割出した悪政を遠慮會釋もなく實行するのである。個人の營利事業で悪事をする様な人間は、國家の公務に當つても、矢張悪事をやる人間である。個人としての小人が、公人としての賢人となられ得べしとは、余の斷じて信じない所である。

更らに一步を進めて之を論ずれば、社會政策とか國家事業とか云ふ様な美名の

下に、國家の公權を以て装はれた悪黨たちは、個人よりは一層大膽に大悪事を働く事例に乏しくないのである。例へば個人の盜賊はこそ、警官の眼を掠めて、こわく、竊みをするのであるが、政府が國家の公權を以てする事は、白晝公然と黨を結んで強盜を働く様なものである。八代將軍の小納戸役たりし能勢河内守と云ふ硬骨男子は、幕府の城中執政の面前にて「近頃丸の内政府の所在地は甚だ物騒なり、外の所に出没する小盜は左まで患ふるに足らざるも、丸の内の大盜は白晝公然と横行して府庫の財を掠めつゝあり、物騒この上なし」と公言したことありしが、政府の行ふ所役人の爲す所皆悉く個人の性格の表現にして、その以外には善にも悪にも、一步を進めて踏み出すことは不可能であらう。

さてそこで政治上でも經濟上でも何事にも最も必要なるは個人の人格の養成であつて、此の人格を墮落せしむる様な事柄は、勉めて之を排斥することに努力しなければならぬのである。人格の養成上、最先の急務は、個人の獨立の氣象を發揮し、自尊の精神を保持して、自分の事は一切自ら之を處理し、他人の袖に絶つて、事を爲さんとするが如き卑劣の根生を一掃するにあり、政治上の事は暫らく措き、我が

經濟界に於ては特に最も獨立自尊の主旨を服膺し、如何なる名稱を以てするに拘はらず、苟も此の氣象、此の精神を沮喪せしむるの傾向ある事は斷じて之を排斥し、人々各々其の天賦の能力を完全に行使して、崇高なる個性の發展を圖り、政府若くは他人に依頼して、事を爲さんとするの大耻辱たることを痛感しなければならぬのである。米人シェンクス氏曰くキリストは何よりも適切に個人の價値を尊重し、人間は各自分て其の生活狀態を決定するの責任に當り、僧侶や父母に其の責任を負はしむべからずと云ふ大主義を鼓吹した第一人者である」と、是れ即ち、我が福澤先生が獨立自尊の四字を以て云ひ現はして居らるゝ大主義である、余は經濟上に於て特に此の大主義の貫徹を期待するものである。(終)

ブルウドンの財産論とその 獨逸に於ける反響

加田 哲 二

昨夏發行の改造社版「マルクス・エンゲルス全集」第十二卷に余はフリードリッヒ・エンゲルスの筆になれる「住宅問題」(Zur Wohnungsfrage. Separatdruck aus dem "Volksstaat" von 1872. Zweite, durchgesehene Auflage Zürich 1887)の翻譯を寄せた。今春その改譯を企て、譯稿が出来上つたので、これに對する解説として、「ブルウドンとマルクス」なる一文を草する意圖を有してゐる。以下の文章はその一節である。

一

フリードリッヒ・エンゲルスの著作「住宅問題」はアルツウル・ミュールベルガアの住宅問題に關する「民衆國家誌」上に發表せられた論文を機縁として書かれたもので